

平成29年2月8日

答申第761号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、地方局に勤務するキャスターが不適切な副業をしているなどと報道されたことについて、「この件の詳細とNHKの対応」に係る文書の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書は存在しないため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は、その後とりまとめているが、人事等に関する情報であり個人に関する情報でもあって、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあり、当該個人の権利利益を害するおそれもあるため、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号および3号の不開示情報に該当し、開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は、規程第8条1項1号および3号に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成29年2月8日（第246回審議委員会）

第775号諮問、審議、答申